

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◆ 贈与を受けた年に贈与者が死亡した場合

**Q** : 私と妹は、今年の2月に父からそれぞれ土地の贈与を受け登記したところ、10月になって、父が亡くなりました。父の遺産はすべて母が相続することになり、私と妹は相続放棄の手続きをとりました。

ただし、妹は、父が契約し保険料を払っていた生命保険金を受け取っています。この場合、申告はどうすればよいのでしょうか。

**A** : 妹さんが受けた土地の贈与については相続税の対象に、あなたが受けた土地の贈与については贈与税の対象になります。

#### 【解説】

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年にその被相続人から贈与を受けた財産については、相続税の課税価格に加算して相続税の対象とされ贈与税の課税対象とはしないこととされています。

ただし、相続又は遺贈により財産を取得しなかった者が被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税価格に加算されることはありませんから、相続開始の年の贈与財産については、当然贈与税の課税対象となります。

ご質問の場合、妹さんは相続放棄の手続きはとっていますが生命保険金を受け取っていますので、遺贈により財産を取得したものとみなされます。したがって、土地の贈与は贈与税の課税対象ではなく相続税の課税対象となり、贈与税の申告をする必要はありません。

一方、あなたの場合は、相続又は遺贈によって財産を取得していませんので、土地の贈与について贈与税の申告が必要です。

